

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県多久市多久町757番地5

氏 名 真生工業株式会社
代表取締役 中島 功

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 7年（2025年）1月9日
令和14年（2032年）1月8日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

特別管理産業廃棄物の種類

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）

廃石綿等

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和7年1月9日 更新許可 優良基準適合 以下余白

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
有

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。